

有機農業推進総合対策緊急事業

「有機農産物新規取扱支援」

＜補助対象②新たな市場への有機農産物等の試験的な導入を行う取組＞

説明資料

有機農業推進総合対策緊急事業の概要

(1) 有機農産物新規取扱支援について

有機農産物の市場拡大に向けて、新たに有機食品を取り扱う食品事業者や流通事業者の増加を図るため、有機農産物の試行的な取扱いや、協議会を設置して新たな市場への試験的な導入を行う取り組みについて一定の範囲内で支援する取組です。

補助対象①

農業者と販売事業者による新規取引

補助対象②

新たな市場への有機農産物等の試験的な導入を行う取組

(2) 有機農業の環境保全効果発信

有機農業に取り組むことによる生物多様性の向上や地球温暖化防止などの環境保全効果について、科学的な根拠や生産現場の事例等を分かりやすく整理し、資料やイベント等で発信するとともに、消費者を対象に有機農業の取組や環境保全効果について訴求する消費者セミナーを開催致します。

(3) 事業者間のマッチング促進

有機農産物の新たな取引契約を希望・検討する事業者と有機農産物を生産する農業者や流通事業者等とのマッチングを促進する商談会を開催致します。

(4) 有機農産物の販路拡大に関する調査の実施

(1) の支援に係る農業者等、(3) の商談会に参加した事業者及び農業者や流通事業者等を対象に、有機農産物の生産、流通・加工、販売等の状況に関するアンケート調査を行い、結果をとまとめ、課題の整理・分析、課題解決に向けた施策を取りまとめます。

有機農産物新規取扱支援の補助対象について

補助対象①

(抜粋)

農業者と販売事業者による新規取引

- 令和4年度以前から農産物（有機農産物か有機農産物以外かは問わない）の取引実績があること。なお、取引相手は問わない。
- 事業実施要領や農林水産省が必要に応じて別途行う、有機農産物の販売等に係る状況調査等に、可能な限り協力を行うこと。
- 農業者及び事業者が新たな取引契約により有機農産物等の取扱いを開始する又は増やす取組。

最大300万円

補助対象②

(抜粋)

新たな市場への有機農産物等の試験的な導入を行う取組

- 新たな市場（公的機関等の給食、食堂等を含む。）への有機農産物等の試験的な導入に係る検討会の開催。
- 有機農産物等の試験導入（支援対象は掛かり増し経費に限る）。

**補助を受けるには上記2つの実施が必須
又、協議会の構成も必須**

- 有機農産物等の継続利用に向けた需要調査の取組。
- 有機農産物等の生産地の情報収集やマッチングに係る取組。
- その他、有機農産物等の試験導入に必要な取組。

最大400万円

補助対象②新たな市場への有機農産物等の試験的な導入を行う取組

事業の概要

- 協議会による公的機関(※1)の給食等への有機農産物の試験的な導入を行う取組を支援します。
- 特に、地域内で有機農産物の生産がない都市部等を念頭に、地域外から有機農産物を調達して、試験的に導入する取組を支援しています。

支援対象者

関係者で構成する協議会(※2)

交付対象経費（上限400万円）

計画の策定、説明会・勉強会の開催(会場借料、消耗品費等)、現地視察会の開催(調査旅費等)、有機農産物購入費(掛かり増し分)、メニューの開発、需要調査等

※1公的機関とは

公立または私立の学校(幼稚園、小学校、中学校等)や保育園の給食、病院や会社の食堂等を想定しています。

※2協議会とは

公立学校給食の場合は、市区町村、学校給食会、学校の栄養教諭、共同調理場管理者、登録納入業者、有機農産物取扱業者などの給食の提供に関係する者を想定しています。

有機農産物等の試験導入（掛かり増し分）とは？

本事業における有機農産物

有機JAS認証（転換期間中を含む。）を受けている農産物、環境保全型農業直接支払交付金の有機農業の取組対象となる農地で生産された農産物及び有機JAS認証を受けている加工食品を指します。

※加工品の製造と販売が今年度。且つ取引が申請後であれば、原材料の年度は問いません。

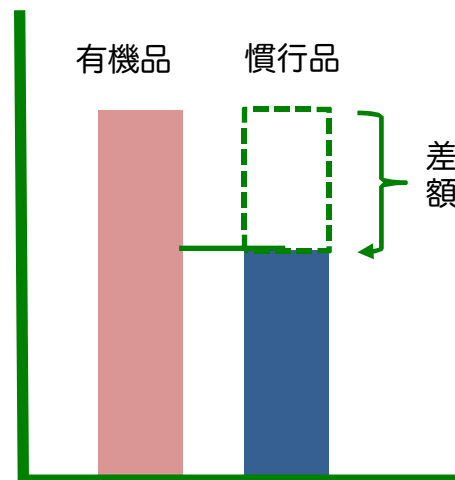
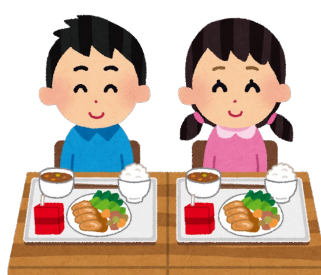
掛かり増し分

申請いただく有機農産物の取引価格と、比較対象となる有機農産物以外（慣行品）の農産物または加工品の平均販売価格の差額を指します。

農業者や事業者



学校給食



品目：有機にんじん → 1 kgバラ 150円仕入
市場等の慣行品の平均価格もしくは、実際取引されている見積金額等

品目：慣行にんじん → 1 kgバラ 100円仕入

※見積書等がない場合は、東京中央卸売市場（ALICデータ）を価格参照

差額50円
補助対象金額

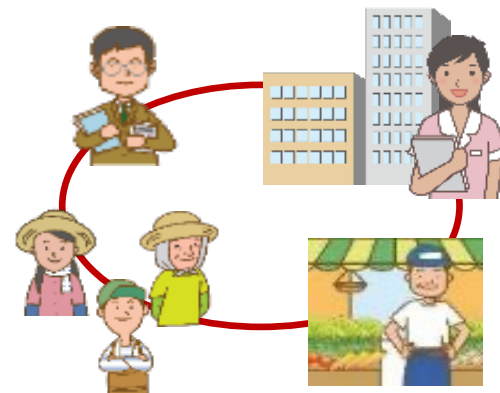
※有機農産物取引価格は、有機農産物以外の農産物取引価格の1.5倍の上限の範囲内での支給となります。

事業の取り組みイメージ

市町区村、食材納入業者等の関係者で構成する協議会において、給食等への有機農産物の試験的な導入を行う取組に対して、計画の策定や検討会の開催、有機農産物の購入経費の掛かり増し費用等につき支援します。

－関係者で構成する協議会（想定される構成員）

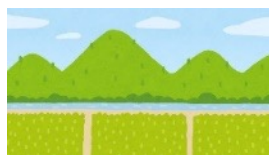
市町区村、給食の提供事業者、登録納入業者、調達業者・団体、有機農産物取扱業者、生産者、JA、経済連、NPO 等



関係者による協議会で新たな市場を開拓

－支援対象となる取組

- 計画の策定、検討会の開催、先進地域への視察
- メニュー開発、需要調査
- 有機農産物の購入経費の掛かり増し分 等



生産地



有機農産物



消費地

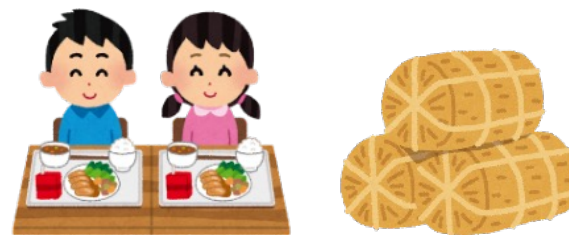
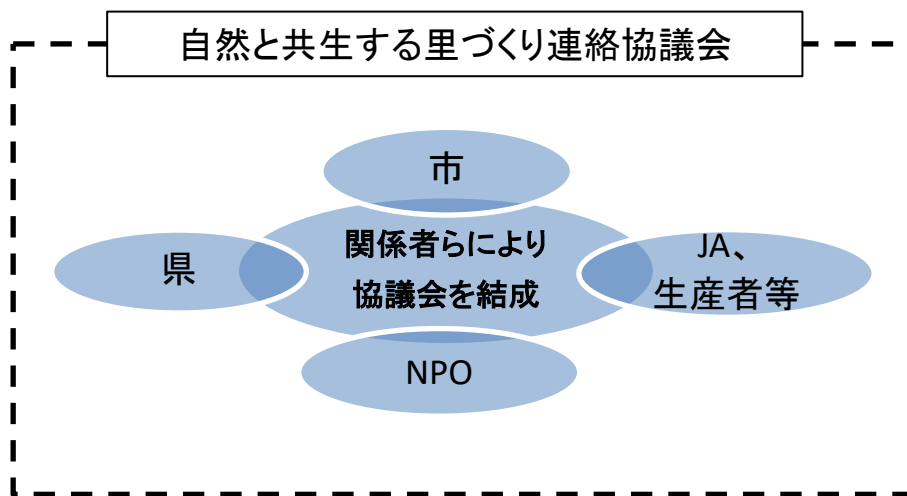


新たな市場(給食等)における
有機農産物の試験的導入

学校給食への有機農産物の導入事例①

一地域内からの有機農産物の調達事例（千葉県いすみ市）

- 千葉県いすみ市においては、2012年、市、県、生産者、JA、NPO法人等で協議会を結成し、有機稲作の取組を開始。
- 協議会の取組を踏まえ、2015年から学校給食への有機米の導入を開始し、2018年には学校給食の全量で有機米を使用。



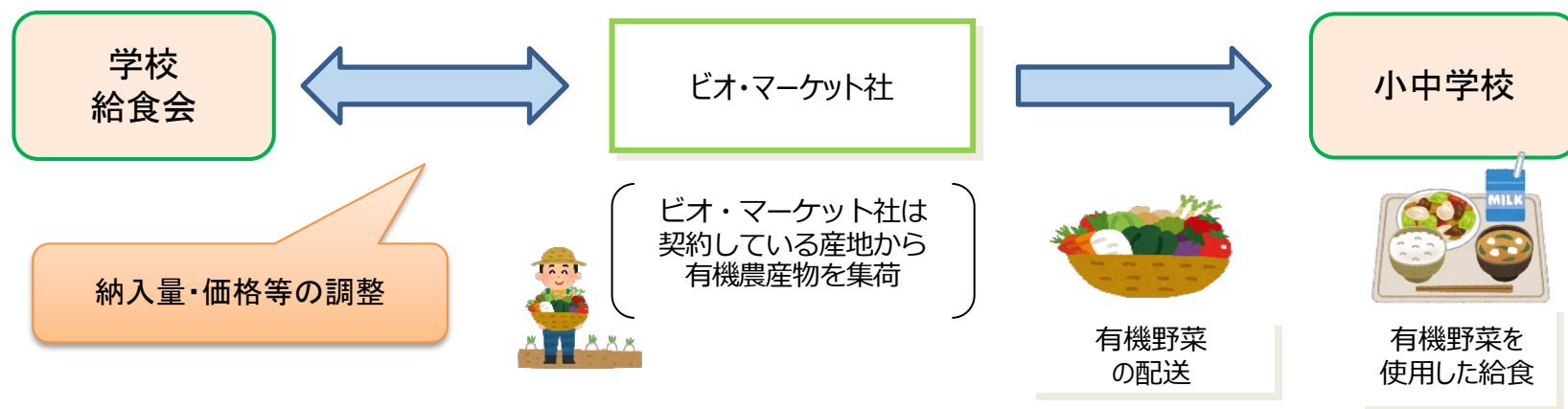
市内の小中学校の給食で
全量有機米を提供

2018年から、
有機野菜についても
学校給食への導入を開始

学校給食への有機農産物の導入事例②

ー地域外からの有機農産物の調達事例

- (株)バイオ・マーケット(大阪府)は、2014年から、地域の学校給食に対して、生産地からの有機野菜(タマネギ、ニンジン、ジャガイモ等)の納入を開始。
- 事前に各地域の学校給食会と納入量・価格等の調整を行った上で、各学校に個別に配送しており、現在は大阪府内の68校で提供。
- このほか、保育園の給食への有機野菜等の納入も実施。



事業の手続きの流れ

事務局

補助金申請者

申請内容確認・審査

サイトのwebフォームより受付

選考結果通知

メールにて通知

申請内容確認・審査

サイトのwebフォームより受付

交付内容結果通知

メールにて通知

事業実施（取引）期間

②の申請以降の取引期間が対象となるので、早めの申請を！

実績内容審査

サイトのwebフォームより受付

補助金額確定

メールにて通知

口座に入金

取扱状況受領

サイトのwebフォームより受付

申請（事業計画の提出）
別記様式第1号_事業計画書
別記様式第1号_申請書

事業計画の承認通知受領

交付申請（実施内容の提出）
別記様式第3号_交付申請書

交付内容受領

実績報告資料提出
別記様式第4号_実績報告兼補助金支払請求書
別記様式第5号_消費税相当額報告書
別記様式第7号_本事業の実施状況報告書

金額確定通知受領

補助金受領

有機農産物の取扱状況についての報告
別記様式第6号_事業実施翌年度の有機農
産物の取扱状況について

① 事業計画 & 申請

② 事業実施 & 申請

③ 実績 & 報告

申請の際の注意点

①申請はWEBサイトのフォーム（オンライン）からとなります。

②Googleアカウント（メールアドレス）要となります。

事業計画の申請フォーム

1ページ目
基本情報の入力

2ページ目
申請書類のアップロード

【有機農産物新規取扱支援】①事業計画申請フォーム

このフォームは、有機農産物新規取扱支援事業の事業計画書を申請するためのフォームです。
下記サイトより事業実施要領を確認し、補助対象者のみ申請ください。
<https://myfarm.co.jp/organic-market-expansion/>

①の事業者と事業取得費用資料をご準備ください。
【必要書類】
- 印刷形式第1号、事業計画書.xlsx
- 印刷形式第1号、申請書.docx

【補助対象者確認用資料】
- 有機農産物と分る事項(有機JAS認証事業者認定もしくは、環境保全型農業実践交流団体の証明書等)
- 生産団体・組合の届出は、参加農業者の一人
- 法人の場合は、定款・事業計画・予算経費等の法人の証明書類
- 申請予定品目が有機JAS認定品目又は環境保全型農業実践交流団体の有機農産物の取扱対象となる農産物と生産された有機農産物であることが分かる資料（伝票等）
- 申請予定品目の見積書
- 申請予定品目の比較対象となる有機農産物以外の農産物の見積書
- 前年度の取引実績が分かる資料（全体、うち有機農産物の取引金額）

②当フォームにログインし、①の資料を添付して送信してください。
organic.market.expansion@gmail.com アカウントを切り替える  下書きを保存しました
ファイルをアップロードしてこのフォームを送信すると、Google アカウントに関連付けられている名前と写真が記録されます。メールアドレスは匿名に含まれません。

*必須

応募区分*

有機農産物を生産する有機農業者・生産団体
 食品事業者（小売事業者、飲食サービス事業者、加工食品製造事業者）
 流通事業者（食品事業者と取引がある者に限る）

代表者の氏名*

苗字と名前の順に半角英数字で入力ください。（例：有様太郎）
回答を入力

法人名*

法人でない方は、個人としてください。
回答を入力

郵便番号*

半角数字でハイフンありで記載ください。（例：000-0000）
回答を入力

所在地*

回答を入力

電話番号*

半角数字でハイフンありで記載ください。（例：00-0000-0000）
回答を入力

メールアドレス*

ki@hata@myfarm.co.jp

実績を報告する月（予定）*
本事業の対象取引が終了する月以降を選択してください。
令和6年7月

次へ  フォームをクリア 

Google フォームでパスワードを記憶しないでください。
このコンテンツは Google が保存または承認したものではありません。 不正行為の報告、お問い合わせ [ヘルプ](#)

Google フォーム

【有機農産物新規取扱支援】①事業計画申請フォーム

organic.market.expansion@gmail.com アカウントを切り替える 
ファイルをアップロードしてこのフォームを送信すると、Google アカウントに関連付けられている名前と写真が記録されます。メールアドレスは匿名に含まれません。

*必須

申請書類・補助対象者確認用資料のアップロード

下記の書類一式を記入の上、アップロードしてください。
【必要書類】
- 印刷形式第1号、事業計画書.xlsx
- 印刷形式第1号、申請書.docx

【補助対象者確認用資料】
- 有機農産物と分る事項(有機JAS認証事業者認定もしくは、環境保全型農業実践交流団体の証明書等)
- 生産団体・組合の届出は、参加農業者の一人
- 法人の場合は、定款・事業計画・予算経費等の法人の証明書類
- 申請予定品目が有機JAS認定品目又は環境保全型農業実践交流団体の有機農産物の取扱対象となる農産物と生産された有機農産物であることが分かる資料（伝票等）
- 申請予定品目の見積書
- 申請予定品目の比較対象となる有機農産物以外の農産物の見積書
- 前年度の取引実績が分かる資料（全体、うち有機農産物の取引金額）

事業計画書*

 ファイルを追加

申請書*

 ファイルを追加

有機農産物と分る資料
有機JAS認証事業者認定もしくは、環境保全型農業実践交流団体の証明書等をご確認ください。
 ファイルを追加

(生産団体の方のみ) 参加農業者の一覧
 ファイルを追加

(法人のみ) 定款・事業計画・予算経費等の法人の証明書類
 ファイルを追加

申請品目が有機農産物と分る資料*
伝票等を添付ください。
 ファイルを追加

申請予定品目の見積書*
 ファイルを追加

申請予定品目の比較対象となる有機農産物以外の農産物の見積書
 ファイルを追加

前年度の取引実績が分かる資料（全体、うち有機農産物の取引金額）*
全額前年度の農産物取引がない場合は、それ以前の資料を添付ください。
 ファイルを追加

戻る  送信  フォームをクリア 

Google フォームでパスワードを記憶しないでください。
このコンテンツは Google が保存または承認したものではありません。 不正行為の報告、お問い合わせ [ヘルプ](#)

Google フォーム

FAQ

Q1.もう既に導入している給食・食堂は対象になりますか？

A.既に本格導入している所は対象外。

昨年から試験導入していて、今年も引き続きやる中で新品目取り扱う等であれば可。

Q2.複数の所に導入を検討しています。それぞれに最大400万円補助されますか？

A.複数の学校の給食への導入は可能です。ただ1補助対象者あたり400万円となりますので、

複数に導入されたとしても最大400万円までとなります。

Q3.送料はどうなりますか？

A.送料も対象となります。（商品の取引価格とは別にさせて頂いても問題ございません）

Q4.補助が出る分、取引価格を下げてよいですか？

A.有機農産物の取引価格と慣行品の取引価格の差額から補助金額を算出しているため、補助金

を見越して取引価格自体を値下げする事は出来ません。